

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会職員懲戒審議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第46条の規程に基づき行う職員の懲戒処分等について、その公正かつ適正を期するため、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会職員懲戒審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本会会長の諮問に応じ、職員の懲戒処分等に関する事項について、調査及び審議を行い、これを答申する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 本会副会長の職にある者
- (2) 事務局長の職にある者
- (3) 本会の人事を担当する職にある者
- (4) 本会の所管課等の長の職にある者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 審議会の会長は、本会副会長の職にある者をもってこれに充て、会務を総理する。
- 3 審議会の副会長は、審議会の会長以外の本会副会長の職にある者をもってこれに充て、審議会の会長を補佐する。

(会議)

第5条 審議会は、必要の都度、審議会の会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 委員は、自己に関係する事案については、議事に参加することができない。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、審査のため必要があると認めるときは、関係職員から意見を徴することができる。

- 2 審議会は、必要に応じて職員に調査させ、その報告を求めることができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己若しくはその親族又は自己の所属職員に関する事件の議決に加わることができない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、本会の人事担当職員において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成24年3月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。